

指宿市指定管理者候補者の選定指針

平成 18 年 11 月 1 日施行
平成 19 年 11 月 1 日改正
平成 21 年 8 月 1 日改正
平成 26 年 9 月 11 日改正
平成 28 年 7 月 15 日改正

I 基本的な考え方

指定管理者候補者の選定指針は、「指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」第 5 条から第 8 条の規定に基づき、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が指定管理者候補者（以下「候補者」という。）を選定する場合の事務処理の適正化等に資するため、運営上の基本的な事項を示したものである。

1 候補者の選定方法

選定委員会は、選定委員会の総意により評点を付与し、評点結果を参考に候補者を選定するものとする。

2 除斥

選定委員会委員が次に掲げる事項に該当する場合は、当該事案の選定審査に参加することができない。ただし、選定委員会の同意があったときは、選定委員会に出席し、発言することができる。

(1) 申請団体の役員及び従業員等である場合

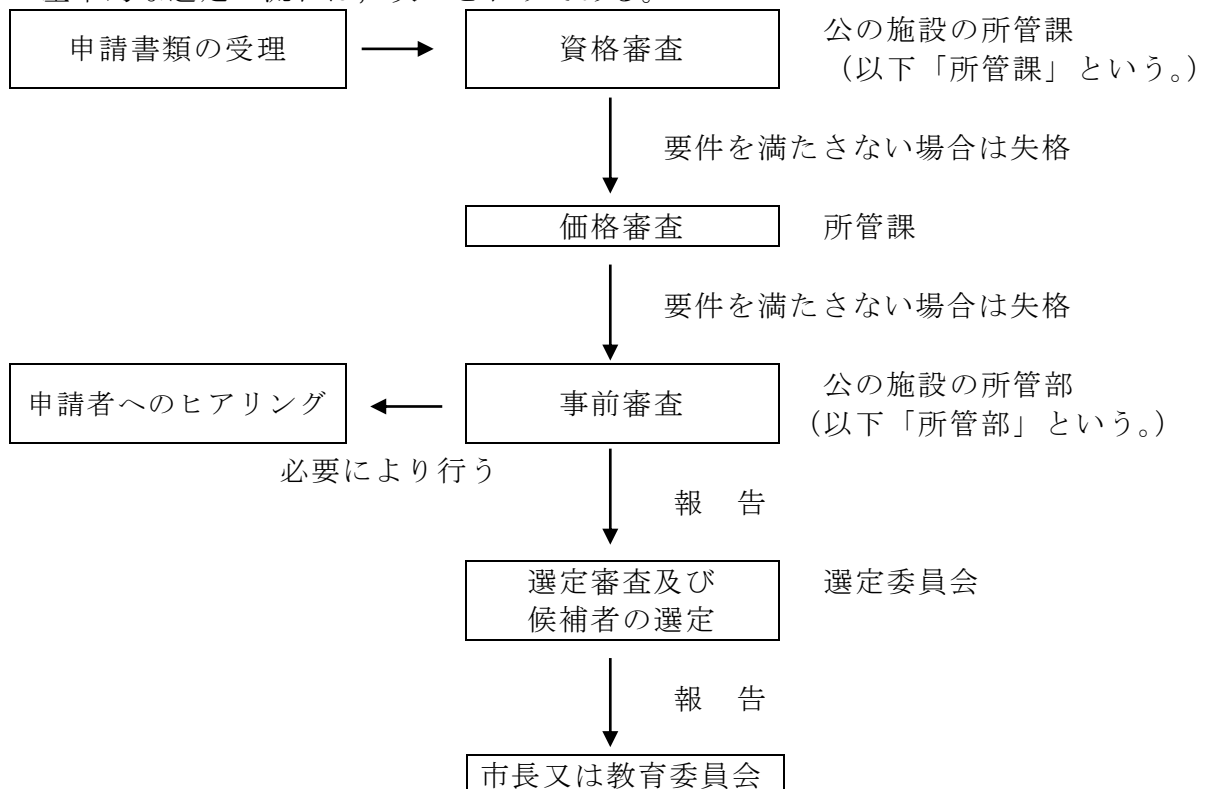
(2) 申請団体の役職員の父母、祖父母、配偶者、子、兄弟姉妹若しくは申請者と利害関係にある者など、公正な審査を期する上で支障が生じると認められる場合

3 委員名の非公開

選定委員会の委員名は非公開とする。

II 選定の流れ

基本的な選定の流れは、次のとおりである。



Ⅲ 選定の手順

1 資格審査

所管課は、申請者が提出する申請書類に基づき資格審査を行う。資格審査は、次に掲げる基本的な資格要件及び募集要項に定めるその他の資格要件を全て満たすことが必要である。

(1) 基本的な資格要件

申請者は、資格審査基準日に以下の資格要件を満たさない場合は失格とし、審査の対象とすることができない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、指宿市において一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- ② 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- ③ 申請者が国税、市税等の納付義務がある団体等である場合、当該税金に滞納がないこと。
- ④ 申請者となる団体の代表者が国税、市税等の納付義務がある場合、当該税金に滞納がないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしていないものであること。
- ⑥ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

(2) 資格審査基準日

申請書類の受付日現在

2 価格審査

所管課は利用料金制度を導入し、公募により指定管理者を選定する施設については、利用者サービスを維持しながら、適正な指定管理料での施設管理を推進するため、指定管理料の基準価格を設定する。

提案された申請価格が基準価格を上回る額、(納付金の場合は下回る額)の場合は失格とする。

3 事前審査

(1) 選定の基準

「指宿市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」第4条に規定する選定の基準は、次のとおりである。

〔選定基準〕

(共通項目)

- ① 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ② 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- ④ 指定管理者候補者が地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)や第142条(長の兼業禁止)等、市との請負に関する職員の兼業禁止の規定に該当する立場にある場合は、当該施設の指定管理者として客観的に中立性が保たれること。

※「職員の兼業禁止の規定に該当する立場」とは

当該普通公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同

一の行為をする法人の無限責任社員，取締役，執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者

※「客観的に中立性が保たれること」とは

次の各号に規定する場合のみ選定候補者とする。

ア 市が資本金，基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人（例：指宿温泉まちづくり公社）

イ 法律によって設立された公益法人

（例：指宿市社会福祉協議会，指宿温泉まちづくり公社，指宿市観光協会等）

ウ 市長，議員等の職によって役職等を引き受けている団体

エ 市内にある農業協同組合，森林組合，その他の協同組合，商工会議所等の産業経済団体，青年団，婦人会等の文化事業団等の公共的活動を営む団体

⑤ 前号①から④までに掲げるもののほか，市長等が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項として，法令等遵守及び危機管理体制並びに従業員の雇用体制，労働条件等について，適切な措置が講じられているかなど，当該施設ごとに設定する。（以下のような事項が想定される。）

（任意項目）

ア 現従業員の継続雇用や地域住民の雇用が見込まれること。

イ 従業員のスキルアップのため，技術，待遇等の研修計画が提案されていること。

ウ 施設設置目的を達成するため，自主事業の提案がなされていること。

エ 安全管理が十分図られていること。

オ 労働福祉の確保が図られていること。

カ 環境保護に配慮した経営を行っていること。

キ 障害者の雇用等の福祉政策に取り組んだ経営を行っていること。

ク その他施設の性質又は目的に応じて必要と認められる事項

(2) 評価表の作成

所管部は，選定の基準や下記の事項を基に評価表を作成するものとする。

① 配点

各評価項目に対する配点は，施設の設置目的や性格等を踏まえ，その項目の必要度・重要度に応じて所管部で定めるものとする。

② 評点の決定方法

評価表の総合計点を100点とし，各評価項目に対して，所管部において次の考え方をもとに，配点比率を考慮した評点を付設する。

ただし，配点比率に基づかない場合は，別途協議し設定するものとする。

評点の考え方	評点数	
	例：配点「5点」の場合	例：配点「10点」の場合
優れている	5点	10点
やや優れている	4点	8点
普通	3点	6点
やや劣っている	2点	4点
劣っている	1点	2点

(3) 事前審査の方法

所管部は，申請者から提出された申請書類の内容を精査し，評価表の各評価項目に基づき仮評点を行い，選定審査が円滑に行えるようその内容を整理するものとする。

事前審査は，所管部において，所管部長，所管課長，担当係長その他必要と認

められる部課長等の中から指名して行うものとする。

また、所管部は、必要に応じて申請者からヒアリングを行い、申請書類の内容を補足確認するものとする。

所管部は、事前審査の経過・概要を選定委員会へ報告するものとする。

4 選定審査及び候補者の選定

選定審査に先立ち所管課長は、資格審査及び事前審査の経過・概要について選定委員会で説明するものとする。

選定委員会は、申請書類や事前評価の報告内容等を参考に選定審査するものとする。

選定委員会は、選定委員の総意により評点を付与し、評点結果を参考に候補者を選定するものとする。

5 公募によらない場合の選定審査等

公募によらないで候補者を選定する場合は、事前審査は行わないが、公募によらない理由、候補者予定者の財政状況等について選定委員会で審査し、妥当と認められた場合に、候補者として選定するものとする。

6 報告

選定委員会は、候補者の選定結果及び選定理由を市長又は教育委員会へ報告するものとする。

IV 選定結果の公表

所管課は、候補者選定後、選定結果を以下の要領により公表するものとする。

1 申請者への通知

申請者に対し、選定委員会の選定結果及び選定理由を通知するものとする。

2 公表

選定結果及び選定理由を庁舎掲示板及びホームページで公表するものとする。ただし、候補者以外の申請者名は公表しないものとする。